

広島県告示第八百二十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

三原市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成三十一年一月十七日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	三原農協三原西支店 三原農協幸崎支店
平成三十一年一月十八日	午後〇時三〇分～午後一時三〇分 午前一〇時三〇分～ 午前十一時三〇分	三原農協鷺浦出張所 三原農協鷺浦宮農生活センター
平成三十一年一月二十一日	午後一時～午後三時 午前一〇時三〇分～ 午前十一時三〇分	中之町コミュニティセンター 三原農協旧八幡出張所
平成三十一年一月二十二日	午後一時～午後二時三〇分	糸崎コミュニティセンター
平成三十一年一月二十三日	午前一〇時三〇分～午後三時	神明会館
平成三十一年一月二十四日	午前一〇時三〇分～午後三時	三原市大和文化センター
平成三十一年一月二十五日	午前一〇時三〇分～午後三時	三原市シルバー人材センター
平成三十一年一月二十八日	午前一〇時三〇分～午後三時	三原市シルバー人材センター
平成三十一年一月二十九日	午前一〇時三〇分～午後三時	三原商工会議所
平成三十一年一月三〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	三原市本郷保健福祉センター

四 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会